

令和7年産畑作物共済 畑作物の1kg当たり価額等の公告について

岡山県農業共済組合事業規程第122条の規程に基づき、令和7年産畑作物共済 畑作物の1kg当たり価額等の公告について次のとおり公告する。
なお、畑作物の1kg当たり価額等については、事務所又はホームページでの閲覧とする。

令和7年4月7日

岡山県農業共済組合
組合長理事 佐藤 俊和



1. 畑作物の1kg当たり価額

共済目的 の種類	農業保険法第153条第1項の 農林水産大臣が定める区分	単位当たり共済金額の範囲	左に掲げる金額が適 用となる地域
ばれいしよ	7 類	131.04 円 117.94 円 104.83 円 91.73 円 78.62 円	岡山県の区域
	8 類	129.95 円 116.96 円 103.96 円 90.97 円 77.97 円	
	10 類	秋植えで、かつ、種子用であればいしよ 131.04 円 117.94 円 104.83 円 91.73 円 78.62 円	
		秋植えで、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であればいしよ 129.95 円 116.96 円 103.96 円 90.97 円 77.97 円	
大豆	1 類	116 円 104 円 93 円 81 円 70 円 (大豆について、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項に規定する対象農業者（同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。）が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 265 円 239 円 212 円 186 円 159 円 116 円 104 円 93 円 81 円 70 円 うち免税対象農業者に係るもの 272 円 245 円 218 円 190 円 163 円 116 円 104 円 93 円 81 円 70 円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行なう耕地に係るものにあっては、 477 円 429 円 382 円 334 円 286 円)	
		929 円 836 円 743 円 650 円 557 円	
		乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 116 円 104 円 93 円 81 円 70 円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 265 円 239 円 212 円 186 円 159 円 116 円 104 円 93 円 81 円 70 円 うち免税対象農業者に係るもの 272 円 245 円 218 円 190 円 163 円 116 円 104 円 93 円 81 円 70 円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行なう耕地に係るものにあっては、 477 円 429 円 382 円 334 円 286 円)	
		929 円 836 円 743 円 650 円 557 円	
	2 類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 929 円 836 円 743 円 650 円 557 円	
		乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 234 円 211 円 187 円 164 円 140 円	
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 929 円 836 円 743 円 650 円 557 円	
		乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によつてはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆 234 円 211 円 187 円 164 円 140 円	
	9 類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 929 円 836 円 743 円 650 円 557 円	
		乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によつてはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆 234 円 211 円 187 円 164 円 140 円	

2. 賦課単価

共済目的 の種類	引受方式	賦課単位	賦課単価
ばれいしよ	全相殺方式	引受面積 10a 当たり	150.00 円
	地域インデックス方式	引受面積 10a 当たり	100.00 円
大豆	半相殺方式	引受面積 10a 当たり	200.00 円
	全相殺方式	引受面積 10a 当たり	150.00 円
	地域インデックス方式	引受面積 10a 当たり	100.00 円